安全です 県営水道の水道水

毎日安心して水道水を飲んでいただけるように、県営水道では水質基準（50項目）に加えて水質管理目標設定項目（27項目）などの項目について検査を行い、すべて合格した水道水をお届けしています。だから安全、安心です。

平成20年度水質検査結果（寒川浄水場系給水栓である鎌倉市腰越地点の結果）

水質基準項目

	項目	単位	年平均値	基準値
健康に関連する項目 生涯にわたって水道水を飲み続けても、健康に影響が生じない水準をもとに基準値が定められています。	一般細菌	個/mL	0	100以下
	大腸菌	―	不検出	検出されないこと
	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01以下
	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.05以下
	1,1−ジクロロエチレン	mg/L	0.0001未満	0.02以下
	シス−1,2−ジクロロエチレン	mg/L	0.0001未満	0.04以下
水利用上の障害に関連する項目 水道水の色やにおい等について、水道水を利用するうえで支障が出ない水準をもとに基準値が定められています。	塩化物イオン	mg/L	9.2	200以下
	ジェオスミン	mg/L	0.000001	0.00001以下
	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001以下
	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.6	5以下
	pH値	―	7.30	5.8〜8.6
	味	―	異常なし	異常でないこと
	臭気	―	異常なし	異常でないこと
	色度	度	1未満	5以下
	濁度	度	0.1未満	2以下

衛生上の措置

衛生上必要な物質	残留塩素	mg/L	0.5	0.1以上

※この表では、平成20年度に実施した水質基準項目及び衛生上必要な項目の水質検査結果のうち、主な項目について掲載しています。
※水質管理目標設定項目は、将来にわたり水道水の安全性を確保するために、水質管理上留意すべきものとして「厚生労働省健康局長通知」により設定されたものであり、項目ごとに水質管理目標値が定められています。
※単位中の「mg/L」は、水1リットルの中に含まれている物質の量（ミリグラム：1000分の1グラム）です。

この他、県営水道のホームページ「水質情報」では、上記を含めた11系統の給水栓について、水質基準項目（50項目）の検査結果を公表しています。

4月から水質基準などが変わりました!

水質基準に関する省令が改正され、4月1日付けで水質基準が変更になりました。

1. 内閣府食品安全委員会での化学物質の食品健康影響評価を踏まえ、「シス−1,2−ジクロロエチレン」は「シス−1,2−ジクロロエチレン及びトランス−1,2−ジクロロエチレン」に変更されました。水質基準値は0.04mg/L以下です。
2. トリハロメタン対策等のため、有機物（全有機炭素（TOC）の量）の水質基準値は、5mg/L以下から3mg/L以下に強化されました。
3. 1,1−ジクロロエチレンは、食品安全委員会で化学物質の食品健康影響評価の最新の見解が出されたことと近年全国的に検出例が少ないという理由から、水質基準項目から水質管理目標設定項目に変更されるとともに、目標値が変更されました。水質管理目標値は0.1mg/L以下です。

県営水道では今回変更のあった水質項目について以前から給水栓での水質検査を行っており、変更された基準値以下であることを確認しています。

水質検査 いろいろ

皆さんに安心して安全でおいしい水を飲んでいただくために、水源、浄水場、配水池などにおいて、水質検査を定期的に行っています。

原水の水質調査

●●● 水源の水質検査

適切に浄水処理するために、水道の水源である湖では、浄水場の浄水処理に影響を与えるプランクトンの発生状況を、湖の下流の河川では、にごりや汚れなどの原因となるさまざまな物質を調査しています。

●●● 浄水場の水質検査

「水の工場」である浄水場では、浄水工程ごとの水（沈澱水、ろ過水及び浄水）について、にごりや残留塩素等を計器により自動監視しているほか、定期的に細菌や金属、有機物質などの検査を行っています。

また、水道水の元となる原水の水質を魚類等を用いて常に監視しています。

魚類監視装置（ヌマエビ監視水槽）

●●● 配水池の水質検査

浄水場から送り出された水道水がご家庭のじゃ口に届くまでに、48時間以上かかるところもあります。そのため、中間地点にある配水池において、水道水の水質が変化していないか自動水質測定装置で常に監視しています。

●●● 給水栓（じゃ口）から出る水の水質検査

給水栓から出る水の精密な検査

じゃ口から出る水道水については、色やにごりがないこと、消毒がきちんと行われていることを確認するために自動水質測定装置などで毎日検査を行うとともに、定期的に水質基準項目等の精密な検査を実施しています。

水源の水質保全に取り組んでいます① エアレーション装置

稼働中のエアレーションの様子

相模湖・津久井湖では、湖水中の窒素やリンなどが増える「富栄養化現象」が進んだ結果、アオコの発生が見られるようになりました。

春から秋にかけては、湖の表面が太陽によって暖められアオコが増殖しやすい水温になります。湖面がアオコに覆われると、水道水として浄水する過程に影響を与えるとともに、景観の悪化など環境面の問題も発生します。

このため県では、アオコの発生を抑制するために、相模湖に8基、津久井湖に9基のエアレーション装置を設置し、水質保全に努めています。

エアレーション装置は、湖の水を循環させるもので、底の冷たい水を湖の表面に上げることで湖表面の水温を下げるとともに、アオコを光の届かない湖の底（無光層）に送ります。アオコは植物プランクトンの一種なので、水温が低く光の届かない湖底では活動することができないため、発生を抑制することができます。

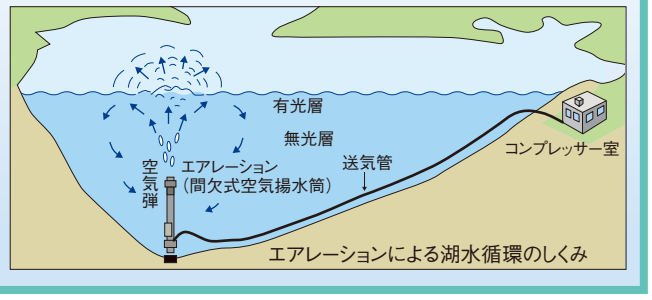

エアレーションによる湖水循環のしくみ